

中国全国排出量取引制度（ETS）の開始に関する速報

I G E S 気候変動及びエネルギー領域 金振

2017年12月19日

2017年12月19日、北京時間16時15分、中国国家発展改革委員会は、「全国炭素排出取引メカニズムの始動に関する記者会見」を開き、全国ETSの開始を宣言した。会場には、国家発展改革委員会の張勇副主任、李朴民秘書長、気候変動司の李高司長、蔣兆理、孫 Zhen 副司長、湖北省政府の童道馳・副省長、上海市政府の周波・市委常委、常務副市長らが参列した。

記者会見の司会は李朴民が務め、張勇副主任の冒頭挨拶の後、会場質疑を実施。全体会見の骨子は以下のとおり。

○ 中国 ETS の概要

- ・ 対象業種：（当初は）電力部門のみ
 - 電力部門のみが初期制度の対象になった理由：インベントリを含めた各種データが揃っていること、CO₂排出量とカバー率が共に高いこと、アウトプットが単純（熱と電力）であること、計測機器の導入が進んでいること、エネルギーのマネジメントや報告体制がしっかりされていること、検証と割当方法論が比較的簡易である、などが挙げられた。
 - 今後の予定：条件が揃い次第、順次、他の業種にも制度を適用
- ・ 対象企業：1700社前後、
- ・ CO₂排出カバー量：30億t以上、稼動すれば、世界一番の規模であると発表
- ・ 対象事業者：2.6万t CO₂e/年（1万石炭換算t/年）以上

○ 全国取引関連仕組み

- ・ 湖北省に全国ETS登録簿システムを置く（割当量の登録システム）
 - 湖北省となった理由：（パイロット取引において）236社という比較的多い企業が制度対象になっていること、取引主体には、対象企業のみならず、対象以外の機関や個人投資家も含まれ、貴重な知見を提供できたこと、3年間の制度運用によって確実にCO₂削減（2014年から2016年まで、それぞれ-3.14%、-6.05%、-2.59%）を達成したこと、が挙げられた。
- ・ 上海市に全国取引システムを置く（取引システムと決算システム）
 - 上海市となった理由：（パイロット取引において）27業種（製造業と非製造業）、310社が制度対象、計600社の企業や機関が取引に参加した実績があるこ

と、2013年から制度導入・運用した成果として、現在、CO₂排出量-7%、石炭総消費量-11.7%を達成していること、また、上海は13の全国レベル金融関連取引所をもっているため、金融関連取引制度に関するノウハウと人材が揃っていること、が挙げられた。

- ・ その他、北京、天津、重慶、広東省、江蘇省、福建省、深センは全国システムの構築と運用に関与する立場

- 全国取引制度とパイロット制度の関係
 - ・ 現在運営している9つのパイロット制度（市場）は、当分、全国市場と平行して運用し、リンクのあり方については時間をかけて検討・実施する。
 - ・ パイロット地域の企業が、全国制度の対象になる場合、パイロット制度からはずれ、全国制度の適用を受ける。
 - ・ その他の企業については、引き続き、パイロット制度の適用を受ける。

- 割当方法
 - ・ 電力部門に関しては、ベンチマーキングを用いて配分する。
 - ベンチマーキング基準以上の企業（省エネ等効率性がよい設備を導入している企業）は、発電量が増えるほど、排出枠も増え、コストも下がり、最終的に市場占有率が上がるように誘導したい。
 - 逆に、ベンチマーキング基準以下の企業は、その発電量に制限はないが、発電量が増えれば増えるほど不利。
 - ・ その他（どの業種は明言していないが）については、ベンチマーキングとグランドファザーリングを併用する予定（明言していないが、これまでの経緯から、無償割当の可能性が高い）

- CCER（Chinese Certified Emission Reduction）の導入について
 - ・ CCERは大変重要な補完的なメカニズムであるので、将来において順次導入される予定である。

- 当面のステップ
 - ・ 今後、まずは登録システムや取引システムについて、初期テスト等を通じた検証を経てから正式に稼働する予定。